

令和7年度

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）整備事業募集要項

令和7年7月

高松市 健康福祉局 こども未来部 子育て支援課

## 1 目的

「高松市こども計画」に基づき、待機児童を解消するため、本市の必要とする校区に、新たに放課後児童クラブの創設等を実施する事業者を募集します。

## 2 基準の遵守

応募者は、本要項に記載した諸条件のほか、国の関係法令・通知等を遵守してください。

なお、高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年高松市条例第85号）を満たしていない提案については、失格とします。

## 3 募集数

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 2教室程度

※定員20名以上の増加を伴う整備であるものに限る。

今年度募集し、事業者を決定、令和8年度に整備事業を実施

## 4 整備の内容（いずれの内容を選択しても可）

- (1) 創設・・・放課後児童クラブ(建物)を新たに整備する事業
- (2) 改築・・・既存の放課後児童クラブ施設を改築（一部改築を含む。）する事業
- (3) 拡張・・・児童の増員を図るため、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る事業
- (4) 改修等・・・新たに放課後児童クラブを実施するための民家、アパートなどの既存施設の改修、設備の整備・修繕、若しくは備品の購入に関する事業、又は開所準備に必要な事業（礼金、賃借料（開所前月分）等）
- (5) 設備整備等・新たに放課後児童クラブを実施するための設備の整備・修繕、若しくは備品の購入に関する事業、又は開所準備に必要な事業（礼金、賃借料（開所前月分）等）

※創設、改築、拡張で1支援単位（教室）以上の増加を行う場合、(5)の備品購入等の整備を合わせて申請できます。

## 5 募集対象地区

都心地区（新番丁、亀阜、高松第一、花園、栗林、木太北部、木太、木太南、中央校区）又は、東部南地区（川添、前田、川島、十河、植田、東植田校区）における整備であること。

## 6 補助について

(1) 創設・改築・拡張 (こども家庭庁「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」参照)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ (1 支援の単位あたり)	創設及び改築	本體工事費	35,423 千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI 事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が社会福祉法人等の行う施設の整備に対して補助を行う場合  ①略  ②通知の第 1 の 3 に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 国 1/2 都道府県 1/8 市町村 1/8 設置者 1/4  ③通知の第 1 の 4 に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 国 5/8 都道府県 1/16 市町村 1/16 設置者 1/4
		賃借料加算	8,229 千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
	拡張	本體工事費	地方厚生(支)局長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の 2 分の 1 を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		賃借料加算	8,229 千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	

### 交付額の算定方法

第 3 欄の種目ごとに、第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第 1 欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。(1,000 円未満の端数切捨て)

(2)改修等・設備整備等（こども家庭庁「子ども・子育て支援交付金交付要綱」参照）

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業（特定分）	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合(アを除く)</p> <p style="text-align: right;">12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く)</p> <p style="text-align: right;">12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合</p> <p style="text-align: right;">2,000,000円</p> <p>(イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合</p> <p style="text-align: right;">5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く)</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く)</p> <p style="text-align: right;">1,600,000円</p> <p>エ 局長通知別添2の3(2)⑤に定める事業を実施する場合(分室に設置する1支援の単位当たり年額)</p> <p style="text-align: right;">600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p>	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	<p>国 略</p> <p>県 略</p> <p>市 略</p> <p>※</p> <p>高松市放課後子ども環境整備事業補助金交付要綱より</p> <p>国 県 市</p> <p>2/3</p> <p>設置者</p> <p>1/3</p>

交付額の算定方法

- (1) 第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。(1,000円未満の端数切捨て)

## 7 応募方法

応募を希望する法人は、次により必要書類を揃えて提出してください。

- (1) 提出期限  
令和7年9月19日（金）午後5時 期限厳守
- (2) 提出先及び問い合わせ先  
〒760-8571  
高松市番町一丁目8番15号  
高松市健康福祉局こども未来部 子育て支援課 放課後支援係（市役所6階）  
TEL：087-839-2354 / FAX：087-839-2379  
e-mail：kosodate@city.takamatsu.lg.jp
- (3) 提出書類（「提出書類一覧表」参照）
  - ア 「提出書類一覧表」の書類をA4又はA3サイズで5部作成し、1部を正本（原本又は原本証明）、4部を副本（コピー可）として提出してください。
  - イ 提出書類は、フラットファイル等で綴り、区分ごとにインデックスを付け、表紙・背表紙に施設名等を表示してください。
- (4) 提出に当たっての注意事項
  - ア 受付は、午前9時から午後5時までの間で行います。  
※ 土、日、祝祭日は受付いたしません。
  - イ 提出した書類に虚偽の記載があった場合（選定後に提案の重要事項を変更することも虚偽とみなします。）は、応募・選定を無効とします。
  - ウ 市が受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却できません。
  - エ 事業の選定等に当たり、本市が必要と判断した場合には、資料の追加、補正を求める場合があります。
  - オ 整備計画書等の作成に伴う費用は、全額事業予定者の負担となります。

## 8 質問及び回答

- (1) 質問の方法  
募集に関する質問は、別添の「質問票」によりFAX又は電子メールで、質問を簡潔かつ明瞭に記載して行ってください。  
ただし、審査選定内容や、法令等により確認ができる事項、他の応募者に関する情報等についての質問や応募申込者以外からの質問及び受付期間を過ぎての質問には、回答できませんので、御了承ください。
- (2) 質問の受付期間  
令和7年8月29日（金）正午まで
- (3) 質問票の送付先  
高松市健康福祉局こども未来部子育て支援課放課後支援係  
FAX：087-839-2379  
e-mail：kosodate@city.takamatsu.lg.jp
- (4) 回答方法  
質問者に文書（又は電子メール）で回答するほか、高松市健康福祉局地域共生社会推進課ホームページにも掲載します。なお、質問者が特定される情報を削除するなど、質問内容を一部変更する場合があります。  
【掲載場所】  
高松市ホームページ>事業者の方へ>健康・医療>社会福祉施設等の整備>整備事業者を募集します

## 9 注意事項

- (1) 整備計画書提出後、本市社会福祉施設整備等審査会委員による、整備計画についての応募事業代表者等に対するヒアリングを行います。ただし、応募多数となった場合、書面審査の結果によっては実施しないこともあります。
- (2) 整備計画書を提出しても、審査の結果、採択されないことがあります。

- (3) 補助基準額等は、現在の「高松市子ども・子育て支援施設整備事業補助金交付要綱」に基づく金額のため、実際に整備を行う令和8年度の金額は変更となる場合があります。
- (4) 書類提出後、子育て支援課職員により整備計画の内容等について、お問い合わせをする場合があります。また、整備予定地等の視察をさせていただきます。
- (5) 当補助整備については、国、県の補助制度を活用する事業であることから、補助採択された場合は、本市に対する補助関係書類の作成と併せて国・県に対する補助関係書類の作成もお願いすることになります。  
また、採択後の実際の整備事業において、香川県による設計書の審査、建設工事における中間、竣工の各検査を受けていただくこととなります。
- (6) 補助採択された後の整備計画の変更については、原則、認めません。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴うやむを得ない変更等で、採択評価に影響を与えないものについては、本市との協議により認める場合もあります。
- (7) 補助メニューは、整備計画の内容に合わせて選択いただきますが、そのうち、既存施設の改修等及び設備整備等の補助事業については、整備の遅延により完了が翌年度に及んだ場合、事業の性格から補助金を繰越すことはできません。  
また、創設・改築・拡張の補助事業で、本体工事の遅延が翌年度への繰越事由に該当し補助金が繰越された場合でも、設備整備等の補助金の繰越はできません。
- (8) 補助整備完了後、提出された整備計画内容が履行されていることを確認するため、子育て支援課職員による立入調査をさせていただきます。
- (9) 放課後児童健全育成事業を実施する事業者の運営に係る高松市放課後児童健全育成事業費補助金については、事業実施初年度については、完了払いとし、当該年度の実績報告後の交付となります。

## 10 正当な事由のない辞退等について

採択された整備計画を辞退した場合の取り扱いは、概要資料9（3）のとおりです。

なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の募集における「真に正当なものであると認められる辞退事由」は以下のとおりとします。

- (1) その辞退事由が真に正当なものであると高松市社会福祉施設整備等審査会が判断した場合
- (2) 本市の補助金を活用した整備計画において、補助金の交付を受けられない見込みとなった場合（応募者の責に帰すべき事由による場合を除く。）
- (3) 提出書類 10-②「複合施設等整備に関する確約書」により予め届け出た辞退事由に該当する場合